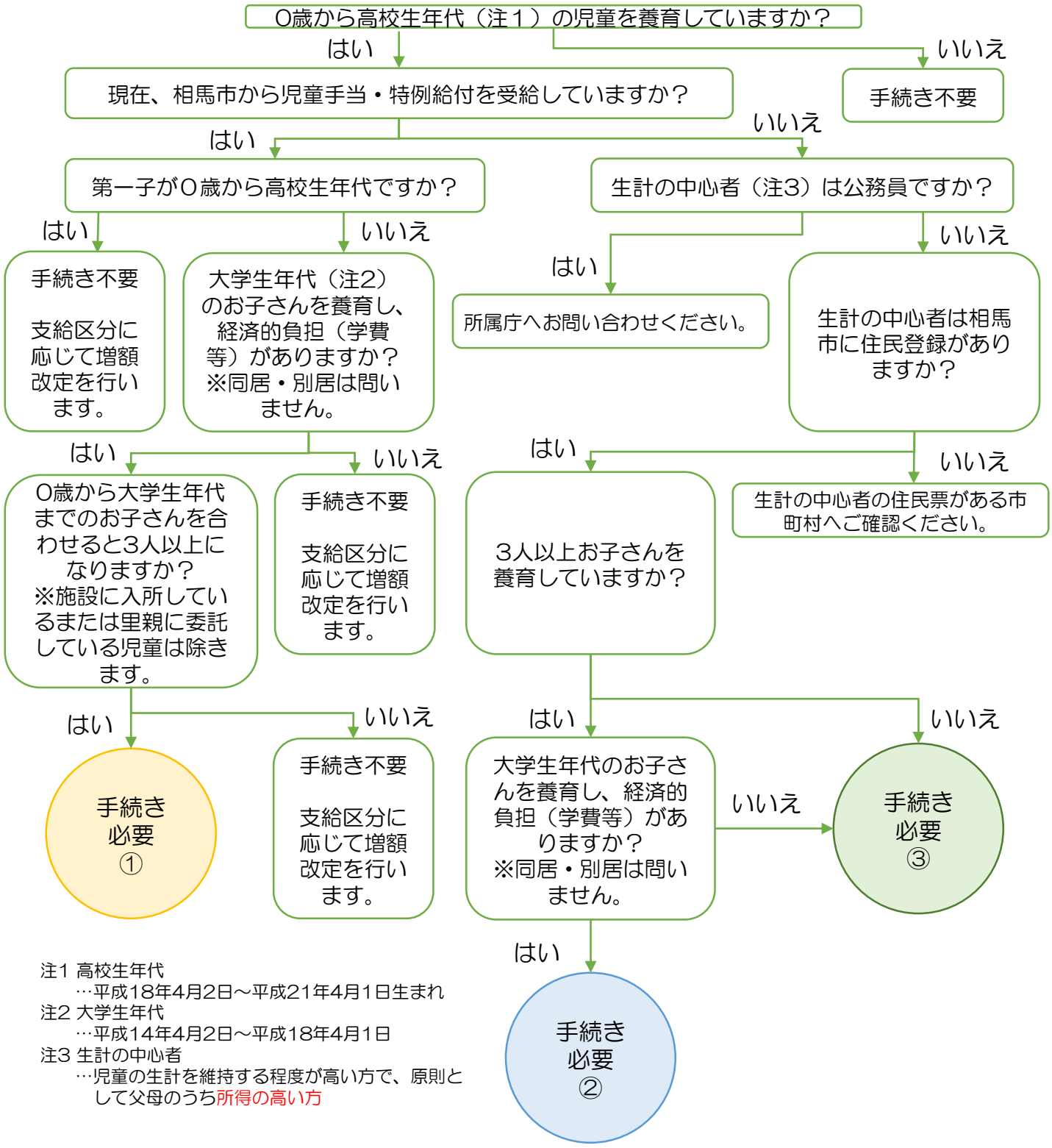

注1 高校生年代
…平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ
注2 大学生年代
…平成14年4月2日～平成18年4月1日
注3 生計の中心者
…児童の生計を維持する程度が高い方で、原則として父母のうち所得の高い方

手続き①（額改定）

- 額改定請求書
- 監護相当・生計費の負担についての確認書
- 子の属する世帯全員の住民票謄本（大学生年代の子が相馬市外に住民登録している場合に限る）

手続き②（新規申請）

- 認定請求書
- 生計の中心者（申請者）の健康保険証の写し
- 生計の中心者（申請者）の通帳の写し
- 監護相当・生計費の負担についての確認書

※高校生年代以下の児童と住民票上別居している場合
- 別居監護申立書
- 当該児童の属する世帯全員の住民票謄本（個人番号付き）
（児童が相馬市外に住民登録している場合のみ）

手続き③（新規申請）

- 認定請求書
- 生計の中心者（申請者）の健康保険証の写し
- 生計の中心者（申請者）の通帳の写し

※児童と住民票上別居している場合
- 別居監護申立書
- 当該児童の属する世帯全員の住民票謄本（個人番号付き）
（児童が相馬市外に住民登録している場合のみ）